

令和3年4月5日

保護者 様

裾野市教育委員会

新型コロナウイルス感染拡大防止のための対応について

日頃より、本市の教育活動に対して、多大なるご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

新年度のスタートにあたり、市内小中学校の新型コロナウイルス関係の対応について、改めて確認させていただきます。対応の詳細については、以下のとおりとなりますので、今後ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 当日の朝、風邪症状がある場合

【対応】症状が消失し全快するまで自宅で休養してもらいます。（出席停止扱い）
ただし、発熱・咳・喉の痛み・息苦しさの症状があった場合は、主要症状が消失した翌日までを目安とします。

2 学校で風邪症状の体調の変化が生じた場合

【対応】早退となります。症状が消失し全快するまで自宅で休養してもらいます。
（出席停止扱い）ただし、発熱・咳・喉の痛み・息苦しさの症状があった場合は、主要症状が消失した翌日までを目安とします。

3 濃厚接触者と認定された場合

【対応】感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間の「出席停止」となります。

4 同居する家族に風邪症状がある場合

【対応】（国レベル1の場合）

症状が出ている人の状況（直近2週間の行動等）を聞き取り、新型コロナウイルス感染症が疑われる場合は、当該児童生徒を（早退させ）「出席停止」とします。

（国レベル2または3の場合）

同居する家族に発熱の症状がある場合は、当該児童生徒を「出席停止」とします。なお、出席停止の期間は同居する家族の発熱症状が治まるまでとします。また、同居家族の風邪症状が発熱以外の場合は、上記国レベル1の地域と同様の扱いとします。

5 周囲に感染させる可能性を心配して、学校を休ませたい場合

【対応】家族も含めて直近2週間ほどの行動等を確認し、合理的な理由があると校長が判断する場合は、「出席停止」とします。

6 同居家族が新型コロナウイルスの感染が疑われて、PCR検査を受ける場合

【対応】PCR検査の結果が出るまでは、「出席停止」となります。結果が陰性の場合は、翌日から登校可となります。結果が陽性の場合は、濃厚接触者に認定されると思いますので、3の対応となります。

7 海外から帰国して転入する場合

【対応】2週間の自宅等での待機が要請された場合、その期間は「出席停止」とします。（対象国のみ適用）

8 感染者が増加している地域から転入する場合

【対応】転入元地域の感染状況、該当児童生徒およびその保護者の生活形態等から判断し、必要に応じて自宅で休養するよう、市教委が保護者に要請します。また、その期間は「出席停止」とします。

9 児童生徒に感染が判明した場合

【対応】該当児童生徒を「出席停止」とします。

感染した児童生徒の学校内での活動状況を踏まえ、学級閉鎖、学年閉鎖、臨時休業の措置をとる場合があります。